

日本子ども家庭総合研究所紀要 第38集（平成13年度）抜粋

〔個別研究〕

児童虐待対応に伴う児童相談所への保護者の リアクション等に関する調査研究

子ども家庭福祉研究部	才村 純
嘱託研究員	伊藤嘉余子（日本社会事業大学大学院）
くれたけ法律事務所	磯谷文明（弁護士）
大阪府堺子ども家庭センター	赤井兼太
大阪市中央児童相談所	津崎哲郎
子ども家庭福祉研究部	高橋重宏・庄司順一・柏女靈峰

要約

児童相談所を設置・運営する全ての自治体を対象に、児童虐待対応に伴う児童相談所への保護者の加害・妨害事件、行政不服申立、行政・民事訴訟、自己情報の開示請求の実態に関する質問紙調査を実施した。その結果、これらの内加害・妨害事件、行政不服申立事案及び自己情報の開示請求が急増しており、多くの自治体がこれらへの対応に苦慮している実態が明らかになった。

見出し語：児童相談所、加害・妨害事件、行政不服申立、行政事件訴訟、民事訴訟、自己情報の開示請求

A Study of the Parents' Reactions to the Child Guidance Centers caused by coping with the Child Abuse Cases

Jun Saimura, Kayoko Ito, Humiaki Isogae, Kenta Akai, Teturo Tuzaki,
Shgehiro Takahashi, Junichi Syoji, Reiho Kashiwame

Abstract:

This study is based on the survey on the actual conditioning of the parents' reactions such as violence, interruption and so forth to the Child Guidance Centers caused by coping with the child abuse cases across all 59 self-governing bodies in Japan which set up and have jurisdiction over the CGC's.

The survey shows that the cases of violence or interruption have been increasing rapidly year by year and it is one of the most important and urgent problems to put the security systems for the stuff on a firm.

Key Words:

Child Guidance Center, violence and interruption, complaint system about administrative disposition, administrative litigation, civil suit, claim for releasing of self-information.

I. 研究目的

児童虐待問題が深刻化し、適切な対応が求められている中、児童相談所においては立入調査や一時保護、児童福祉法第28条に基づく申立て件数等が急増するなど、被虐待児童の保護に向けた積極的な取組みが進められている。しかし、これらの対応においては、時に保護者との激しい対立関係が生じる結果、児童相談所職員に対する保護者による加害・妨害事件をはじめ、行政・民事訴訟、行政不服申立て等の事件・事案が発生していることは想像に難くない。平成12年には児童虐待の防止等に関する法律が施行され、速やかな介入等が期待されている中、今後益々これらの事件・事案が増えるものと思われるが、現在のところその実態は全く把握されていない。

このため、本調査研究では、これら保護者からのリアクションやリアクションに対する児童相談所の対応の実態を全国的に把握・分析することにより、適切な対応に資するための方策検討の基礎的資料とするものである。

II. 研究方法及び調査対象

児童相談所を設置・運営する全ての都道府県・指定都市(59か所)に対し、児童虐待の対応に伴う保護者のリアクション(保護者の加害・妨害事件、行政不服申立て事案、行政事件訴訟、民事訴訟、自己情報開示請求事案)の実態について、郵送による質問紙調査を実施し必要な対応策について提言を行った。

なお、調査対象年度は平成10年度～平成13年度上半期とした。

III. 調査結果と考察

1. 回答数及び回答率

調査の対象自治体(都道府県、指定都市)は59か所、内44か所の自治体から有効回答を得た。調査票の有効回収率は74.6%であった。回答を得た自治体が所管する児童相談所は計128か所であり、児童相談所全体の73.1%に当る(表1)。

2. 保護者からの加害・妨害の状況

① 自治体別加害・妨害事件の有無

平成10～13年度上半期において、「加害あり」の自治体が29か所(65.9%)、「加害なし」の自治体が15か所(34.1%)となっており、大半の自治体で加害・妨害事件が発生している(表2)。

② 事例数と延べ事件数

事例数、事件数とも1件～5件が最も多く、次いで6件～10件、11件～15件の順となっている(表3)。

③ 事件数の推移

平成10年度～平成13年度上半期までの3年半における加害・妨害事件数は計352件である。平成10年度が25件、平成11年度80件、平成12年度111件、平成13年度上半期136件であり、平成13年度は上半期だけで前年度1年分を上回るなど、加害・妨害事件は年々急増している(表4)。

④ 加害・妨害の場所

児童相談所内が242件(68.8%)と圧倒的に多く、次いで児童の家庭50件(14.2%)、一時保護所15件(4.3%)などの順となっている(表5、表6)。

⑤ 加害・妨害者(複数回答)

実父160件(45.5%)、実母155件(44.0%)、養父・継父40件(11.4%)、養母・継母4件(1.1%)の順となっており、男性による加害・妨害事件が多くなっている(表7、表8)。

本調査では、加害・妨害者が虐待者本人であるかどうかを聞いていないので断定はできないが、児童相談所における虐待相談に関する厚生労働省の社会福祉行政業務報告によれば、虐待者の過半数が母親であり(平成12年度では62.9%)、もし加害・妨害者が虐待者本人であるならば、同じ虐待者でも男性の方が女性に比べ加害・妨害事件を引き起こす率が高いと言える。

⑥ 加害・妨害の対象(複数回答)

児童福祉司が320件(89.8%)と圧倒的に多く、次いで心理判定員44件(12.2%)、児童相談所長32件(9.1%)、一時保護所職員19件(5.4%)などの順となっている。児童相談所長、次長、相談係長などの管理職を合計すると62件、全体の17.6%にもなる。中には職員の家族が加害・妨害の対象となっているものもあった(表9、表10、表11)。

⑦ 被害に遭った段階

一時保護中130件(36.9%)、一時保護時50件(14.2%)と一時保護に絡むものが過半数を占めており、次いで施設入所中64件(18.2%)、任意調査44件

(12.5%)などとなっている。立入調査における被害は7件(2.0%)であるが、厚生労働省の社会福祉行政業務報告によれば、例えは平成12年度における立入調査件数は105件であり、同年度における相談処理件数の0.6%に過ぎない。従って、残りを任意調査とすれば、やはり立入調査時における加害・妨害事件が発生する確率は任意調査に比べ約3倍高いと言える。(表12、表13)。

また、一時保護時や施設入所措置時より、一時保護中、施設入所措置中の加害・妨害事件が多く発生しているが、これは一旦一時保護や施設入所措置が採られた後、保護者が引き取りを主張し、児童相談所がこれを拒んだことに起因しているものと推測される。

被害を受けた場所と被害に遭った段階とのクロスでは、児童相談所での被害は殆どすべての段階で発生しているのに対し、一時保護所では一時保護時(10件、66.7%)、児童の家庭では任意調査(16件、32.0%)及び一時保護中(12件、24.0%)、児童の入所施設では施設入所措置中(6件、85.7%)などが多くなっている(表14)。

⑧ 加害・妨害の内容

暴言が最も多く223件(63.4%)であり、次いで脅迫78件(22.2%)、暴行45件(12.8%)、自殺・自傷のほのめかし45件(12.8%)、建物等の破壊19件(5.4%)などの順になっている(表15)。

加害・妨害者と加害・妨害の内容とのクロスでは、いずれの加害・妨害者も暴言が最も多く、暴言以外の内容では、実父が脅迫、暴行、実母は自殺・自傷のほのめかし、脅迫、養父・継父は脅迫、自殺・自傷のほのめかしが多くなっている(表16)。

「暴行」の具体的な内容では、「腕、肩等を叩かれた」「物を投げられた」「顔面殴打」などが多く、「脅迫」では「お前の家族がどうなっても知らないぞ」「殺してやる」「凶器をちらつかせる」などが多く、「暴言」では「殺すぞ」「威圧的に怒鳴る」「ふざけるな、バカヤローなどの誹謗中傷」などが多く、「建物等の損壊」では「机」「ロッカーや花台」などが多く、「自殺・自傷のほのめかし」では「自殺する」「子どもを殺す」などが多くなっている。その他の加害・妨害では「嫌がらせ電話」が最も多くなっている(表17、表18、表19、表20、表21、表22)。

⑨ 加害・妨害の原因(自由記述)

加害・妨害の原因を自由記述で求めたところ、「保護者の人格障害の疑い」「保護者の同意がない一時保護

への不満」「子どもの引き取り要求」「施設入所措置への不満」「一時保護中の児童の面会を児童相談所がとめた」「一時保護理由への不満」などの意見が多く出された(表23)。

⑩ 被害時の状況(自由記述)

被害時の具体的な状況は表24のとおりである。

⑪ 被害の結果(複数回答)

負傷、精神的被害、建物設備の損傷等、何らかの被害を受けたとする回答は236件(63.6%)、特に被害を受けなかったとする回答は135件(36.4%)となっている。被害の中で最も多いのは、「精神的被害を受けたが入院せず」160件で被害を受けたとする回答全体の67.8%を占めており、次いで「負傷したが入院せず」11件(4.7%)、「衣服や眼鏡等の損傷」「建物・設備の損傷」がそれぞれ10件(4.2%)の順となっており、「負傷して入院」「精神的被害で入院」はいずれも0件、「精神的被害で通院」は5件(2.1%)、「負傷して通院」は4件(1.7%)に止まっている(表25、表26)。

⑫ 診断書の取り寄せの有無

診断書を取り寄せなかつたのが315件(89.5%)と殆どである、診断書を取り寄せたのは6件(1.7%)にとどまっている(表27)。

被害の結果と診断書の取り寄せ状況とのクロスでは、負傷して入院したケースにおいては4件とも全て診断書を取り寄せしており、負傷しても入院しなかつたり、精神的被害で通院したケースでは取り寄せていなかつた(表28)。

⑬ 加害・妨害事件への対応(複数回答)

「何もしなかつた」が最も多く133件、次いで「警察に被害届、相談、協力要請、通報」計52件、「不服申立を促す」24件、「家庭訪問、面接等え粘り強く説得」15件などの順くなっている(表29、表30)。

被害の結果と被害への対応とのクロスでは、負傷して入院したり、衣服や眼鏡の損傷、建物設備の損傷のケースでは警察に被害届を出す場合が多く、精神的被害で入院しなかつたケースでは行政不服申立を促す場合が比較的多くなっている(表31)。

⑭ 公務災害の認定手続の有無

手続をしなかつたケースが303件(86.1%)と大多数であり、手続をしたのは5件(1.4%)に止まっている(表

32)。

公務災害の認定手続の有無と診断書取り寄せの有無とのクロスでは、公務災害の認定手続をした5件の内4件が診断書を取り寄せており、公務災害の認定手続をしなかったケースで診断書を取り寄せたのは2件となっている(表33)。

公務災害の認定手続の有無と被害の結果とのクロスでは、「負傷して入院」「衣服や眼鏡等の損傷」「建物設備の損傷」において公務災害の認定手続を行う率が高く、「負傷したが入院せず」「精神的被害で通院」では認定手続は全く行われていなかった(表34)。

⑯ 公務災害認定手続の結果

認定手続がとられた5件の内、「認定された」が3件、無回答が2件で、「認定されなかった」はなかった(表35)。

被害結果と公務災害の認定状況との関連では、「負傷して入院」「建物設備の損傷」では全て公務災害として認定されていた(表36)。

⑰ 加害・妨害に備えるための工夫

工夫の具体的な内容に関する自由記述では、「複数対応、必ず男性職員を同席させる」、「警察との連携・協力」が他を抜いて多くなっている(表37)。

⑱ 加害・妨害への対応で有効と考える手立て(自由記述)

「警察との連携」、「複数職員による組織的対応」が多くなっている(表38)。

⑲ その他自由意見

職員のストレスに対する配慮(メンタルケアの充実等)を希望するもの、恐怖感や精神的苦痛等の事例に対する感想を訴えるもの、職員の増員を要望するものなどが多くなっている(表39)。

3. 行政不服申立ての状況

① 不服申立ての有無

行政不服審査法に基づく不服申立ての有無について、「あり」が18件(40.9%)、「なし」が26件(59.1%)となっている(表40)。

② 事例数と延べ事案数

事例数、事案数とも1件～3件が最も多くなっている。事例数、事案数とも7件以上の自治体が2か所あった

(表41)。

③ 不服申立て件数の推移

平成10年度～平成13年度上半期までの3年半における不服申立て件数は計69件である。平成10年度が1件、平成11年度14件、平成12年度26件、平成13年度上半期28件であり、平成13年度は上半期だけで前年度1年分を上回るなど、申立て件数は年々急増している(表42)。

④ 審査請求と異議申立ての別

審査請求が62件(89.9%)、異議申立てが7件(10.1%)となっている(表43)。

⑤ 不服申立人と児童との続柄

不服申立人と児童との続柄では、母親が37件(53.6%)と過半数であり、次いで父親23件(33.3%)、父母6件(8.7%)などの順となっている(表44)。

⑥ 不服申立人の類

全員が親権者による申立てとなっている(表45)。

⑦ 不服申立ての対象となった行政処分

一時保護が51件(73.9%)と大部分を占め、次いで施設入所措置13件(18.8%)などとなっている(表46)。

⑧ 不服申立ての事例の概要

表47のとおりである。

⑨ 不服申立ての結果

却下29件(42.0%)、係続中18件(26.1%)、棄却12件(17.4%)、取り下げ7件(10.1%)となっており、審査庁による処分の取り消し事案はない(表48)。児童相談所の行政処分が概ね適正とされていると言えよう。

⑩ 不服申立てに対する裁決理由(自由記述)

却下、棄却では、処分の適法性、処分解除に伴う効力の消失を理由としたものが多く、取り下げでは児童福祉法28条の申立てを児童相談所が行ったことによるものが多くなっている(表49)。

⑪ 裁決に対する申立て人の対応

了承が最も多く18件(26.1%)、次いで不明15件(21.7%)、再審査請求は5件(7.2%)などの順となつ

ている(表 50、表 51)。

⑫ 裁決に伴う行政処分の結果

「その他」が 32 件(46.4%)、一時保護や施設入所措置、里親委託の解除が計 11 件(15.9%)となっている。「その他」の内訳に関する記述では、施設入所措置(10 件)、決定に伴う処分変更なし(6 件)などが多くなっている。ただし、本設問では裁決後の行政処分の内容を聞いたものであり、裁決が当該行政処分に及ぼした影響については不明確である。従って、前述のとおり一時保護や施設入所措置等の解除が 11 件あるが、これらが直接裁決の影響をうけたものか他の要因によるものかは不明である(表 52、表 53)。

⑬ 不服申立てを契機とした児童相談所と申立人との関係の変化

「変化せず不良のまま」が最多で 34 件(49.3%)、次いで関係改善 12 件(17.4%)、関係悪化 4 件(5.8%)などの順となっており、関係改善が 12 件もあることは注目に値する(表 54、表 55)。このことは、保護者と児童相談所が対立した場合、不服申立てを促すことにより保護者の意見陳述の機会を保障することが双方の関係改善の一つの方策であることを示唆していると言えよう。

⑭ その他自由意見

親子分離や親権制限等における司法関与を求める意見や行政不服審査の迅速化を求める意見などが見られた(表 56)。

4. 行政事件訴訟の状況

① 行政事件訴訟の有無

行政事件訴訟があったのは 2 つの自治体のみであった(表 57)。

② 事例数と延べ事件数

2 自治体とも事例数及び延べ事件数はそれぞれ 1 件であった(表 58)。

③ 訴訟の概要、結果等

(事件 A)

・行政事件訴訟の提起年月 平成 13 年 4 月

・提起人 父(親権者)

・提起された行政事件訴訟:抗告訴訟(裁決の取り消しの訴え)

・訴訟の対象となった行政処分:施設入所措置

- ・事例の概要:プライバシー保護のため省略
- ・訴訟の結果:棄却
- ・処分の執行停止の有無:なし
- ・判決又は和解に伴う行政処分の結果:変更なし
- ・判決に対する保護者の法的対応の有無:なし
- ・訴訟の提起から裁判終結までの期間:2 ヶ月
- ・代理人としての弁護士選任の有無:選任せず
- ・行政事件訴訟を契機とした児童相談所と申立人の関係の変化:関係悪化

(事件 B)

- ・行政事件訴訟の提起年月 平成 13 年 4 月
- ・提起人 父(親権者)
- ・提起された行政事件訴訟:抗告訴訟(処分の取り消しの訴え)
- ・訴訟の対象となった行政処分:一時保護
- ・事例の概要:プライバシー保護のため省略
- ・訴訟の結果:係属中
- ・代理人としての弁護士選任の有無:顧問弁護士以外の弁護士を選任
- ・行政事件訴訟を契機とした児童相談所と申立人の関係の変化:変化せず不良のまま

5. 民事訴訟の状況

① 民事訴訟の有無

民事訴訟があったのは 3 つの自治体のみであった(表 59)。

② 事例数と延べ事件数

2 つの自治体では、事例数及び延べ事件数ともそれぞれ 1 件づつ、1 つの自治体で事例数及び延べ事件数はそれぞれ 2 件であった(表 60)。

③ 訴訟の概要、結果等

(事件 A)

・行政事件訴訟の(事例 B)と同一の事例

・民事訴訟の提起年月:平成 13 年 1 月

・民事訴訟提起人:父(親権者)

・提起された民事訴訟:慰謝料請求

・被告:知事

・事例の概要:プライバシー保護のため省略

・訴訟の結果:係属中

・訴訟に係る裁判費用:県が負担

(事件 B)

- ・民事訴訟の提起年月:平成 11 年 7 月
- ・民事訴訟提起人:実母、養父(親権者)
- ・提起された民事訴訟:(対県)国家賠償法に基づく賠償請求訴訟、(対職員)その他の民事訴訟
- ・被告:知事、児童相談所長、担当課長
- ・事例の概要:プライバシー保護のため省略
- ・訴訟の結果:全て棄却
- ・判決内容:原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告負担とする。
- ・訴訟の提起から裁判終結までの期間:1 年 8 か月
- ・訴訟に係る裁判費用:訴訟費用は原告負担、県側の弁護士報酬金は県職員の任意の互助組織のペーレ金から支出

(事例 C)

- ・民事訴訟の提起年月:平成 10 年 3 月
- ・民事訴訟提起人:父(親権者)
- ・提起された民事訴訟:国家賠償法に基づく賠償請求訴訟
- ・被告:知事
- ・事例の概要:プライバシー保護のため省略
- ・訴訟の結果:棄却
- ・訴訟の提起から裁判終結までの期間:1 年 8 か月
(地裁判決→高裁控訴→棄却判決→上告→上告棄却)
- ・訴訟に係る裁判費用:訴訟費用は原告負担、証人派遣費用は県が負担

6. 自己情報開示請求の状況

① 自己情報開示請求の有無

「あつた」とする自治体が 7 か所(15.9%)、「なかつた」とする自治体が 37 か所(84.1%)となっている(表 61)。

② 事例数と延べ事件数

事例数 1 件の自治体が 5 か所、2 件の自治体が 1 か所、5 件の自治体が 1 か所あった。延べ事件数 1 件の自治体が 4 か所、2 件の自治体が 1 か所、3 件、4 件、5 件の自治体がそれぞれ 1 か所となっている(表 62)。

③ 自己情報開示請求件数の推移

平成 10 年度 0 件、平成 11 年度 3 件、平成 12 年度 2 件、平成 13 年度上半期 9 件であり、特に平成 13 年度の増加が著しくなっている(表 63)。

④ 請求者と児童との続柄

母親からの請求が 6 件(42.9%)、父親からが 2 件(14.3%)、祖父からが 2 件(14.3%)、児童本人からが 1 件(7.1%)となっている(表 64)。

⑤ 請求者の類

親権者が 9 件(64.3%)、児童本人が 1 件(7.1%)となっている(表 65)。

⑥ 請求の対象となった情報

児童に係る情報が 9 件(64.3%)、当該請求者にかかる情報が 4 件(28.6%)、すべての情報が 3 件(21.4%)となっており、一部の情報に関する開示請求が多くなっている(表 66)。

⑦ 開示請求事例の概要

自己情報開示請求事例の概要は表 67 のとおりである。

⑧ 開示請求への自治体の対応

一部開示が 10 件(71.4%)、開示拒否が 4 件(28.6%)であり、全面開示は 0 であった(表 68)。

開示請求された情報と対応結果とのクロスでは、当該請求者に係る情報では 4 件ともすべて一部開示しており開示拒否はなく、児童に係る情報では 8 件が一部開示、1 件が開示拒否、すべての情報に関する開示請求では 3 件ともすべて開示を拒否している(表 69)。

⑨ 情報開示を拒否した理由(自由記述)

通告者を含めた第三者の権利利益の侵害、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれを理由に挙げる記述が多かった(表 70)。

表 68、表 69 と併せて考察すれば、開示請求があつた場合、多くの自治体は第三者の権利利益の侵害、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれのある部分を除いて基本的に開示するようにしていると言える。

⑩ 対応の結果(自由記述)

一部開示や開示拒否に対し、請求者からの異議申立てがなかつたとする記述が多かった(表 71)。

⑪ 開示請求に関する意見・要望等

1 件のみ記述があつたが、開示請求に直接触れるものではなく、開示請求への対応等考慮に入れてもられない業務量の大きさに対する評価や対応職員のメンタ

ルヘルスを希望する内容のものであった(表 72)。

7. 虐待以外の事例における保護者からのリアクションの状況

調査対象年度における虐待以外の事例における保護者からのリアクションの状況では、保護者による加害・妨害が 9 件(20. 5%)、不服申立て及び自己情報の開示請求がそれぞれ 3 件(6. 8%)、行政事件訴訟及び民事訴訟がそれぞれ 1 件(2. 3%)となっている(表 73)。

8. 保護者のリアクションに関する自由記述

「児童相談所への一極集中を解消し、権能分離が必要」「裁判所の権限や介入が必要」「警察との連携が必要」とする記述のほか、職員のメンタルヘルスや保護者への援助方法の開発を求める意見などが述べられている(表 74)。

IV. 結果のまとめ

調査の結果をまとめると次のようになる。

- ① 約 66% の自治体において加害・妨害事件が発生しており、平成 10 年度～13 年度上半期までの 3 年半で 352 件の加害・妨害事件が発生していること。しかも、年々激増していること。
- ② 加害・妨害の対象は児童福祉司が約 90% にのぼること。
- ③ 一時保護時及び一時保護中の事件が 51% を占めること。また、施設入所中の事件も 18% 発生していること。
- ④ 調査時点での加害・妨害事件は立入調査よりも任意調査においてはるかに多く発生していること。
- ⑤ 加害・妨害事件では、暴言が約 68%、脅迫が 22%、暴行及び自殺・自傷のほのめかしがそれぞれ 13% を占めること。
- ⑥ 加害・妨害の経緯や内容は多様であること。
- ⑦ 被害を受けたとする回答の中で最も多いのは精神的被害で全被害の 70% を占めているが、この内入院ではなく、通院が 3% となっていること、負傷は 6% で入院ではなく、通院が 27% を占めていること。
- ⑧ 事件が発生しても特別に対応しなかった事例が多いこと。
- ⑨ 負傷して通院した事例ではすべて診断書をとりよせており、3/4 が警察への被害届及び公務災害の手続きをしているが、精神的被害のために通院した事例では

診断書、被害届、公務災害の手続きはしていないこと。

- ⑩ 負傷して公務災害手続きを行った事例では全て公務災害として認定されていること。
- ⑪ 加害・妨害に備えるための工夫では、警察との連携、複数職員による組織的対応を挙げる意見が多いこと。また、加害・妨害に関する自由意見では、メンタルケアを含めた職員のストレスへの配慮、恐怖感や精神的苦痛に対する嘆き、職員の増員等に関するものが多いこと。
- ⑫ 約 41% の自治体で行政不服申立て事案があり、事案数は年々急増していること。
- ⑬ 一時保護が不服申立て対象の 74% を占めていること。
- ⑭ 審査庁による処分の取り消し事案は皆無であり、児童相談所の行政処分は概ね適切と判断されていることが伺えること。
- ⑮ 裁決に対する申立人の対応では「了承」が 26% と最も多いこと。また、不服申立てを契機とした児童相談所と申立人との関係は「変化せず不良のまま」が最多で 49% を占めるが、「関係改善」も 17% を占めており、児童相談所と保護者が対立する事例では保護者に不服申立てを促すことにより意見陳述の機会を保障することは対立の回避・軽減を図る上で有効な手立てと考えられること。
- ⑯ 行政・民事訴訟は少ないが、今後増加することが予定され、対応のシステム化や裁判費用への対応等が課題と考えられること。
- ⑰ 自己情報の開示請求があった自治体は 16% であるが、年々請求事案は急増している。
- ⑱ 開示請求に対しては、第三者の権利利益の侵害、事務の適正な執行に支障を生ずるおそれのある情報を除き、基本的に開示している自治体が多いこと。

V. 提 言

以上の結果を踏まえ、児童相談所への保護者からのリアクションに適切に対応するための方策について提言する。

なお、保護者からのリアクションの内、加害・妨害事件は援助を行うまでのマイナスの要素であり、職員の生命・財産等を守る観点からも絶対回避すべき問題であるが、行政不服申立て、行政事件訴訟、民事訴訟、自己情報の開示請求は本来的に保障されている住民の権利であり、本研究ではこれらを回避すべきマイナス要素とは捉えない。従って、本研究では、加害・妨害事件については回避するための方策を最重要課題と捉える

が、他のリアクションについては回避策を検討するのではなく、保護者によるこれらのリアクションに対し児童相談所はどのような対応を講ずるべきかとの観点から方策を検討することにする。

(1) 緊急に対応すべきもの

① 組織的対応

初期介入時や加害・妨害が予想される事態では、担当者1人で対応するのではなく、チームによる対応の徹底を図る必要がある。このためには、保護者との面接に先立って、不測の事態を想定したシミュレーション的な面接を職員間で行い、加害・妨害を回避するための方法を検討するとともに、加害・妨害が発生した場合の各職員の役割等を綿密に打ち合わせておく必要があろう。

また、対応方針は会議等を通じて職員全体で検討するとともに、スーパービジョンを徹底する等、常に組織による担当者へのバックアップが必要である。

② 警察との連携の一層の強化

調査や一時保護等に際し、加害・妨害が予想される事案については、警察との事前協議とこれに基づく連携を一層強化し、事件の未然防止を図るとともに、万一事件が発生した場合に迅速な援助が得られるよう、日頃から十分な意思疎通を図る必要がある。

③ 家庭裁判所との連携の一層の強化

児童相談所と保護者が対立関係に陥った場合、保護者への陳述の機会を保障し、中立的立場から裁定を下すことが必要になる。この意味において、28条及び33条の6に対する保全処分の申立てを積極的に検討する必要がある。

④ 行政不服申立て制度の積極活用

行政不服申立てを契機とした児童相談所と申立人との関係の変化について、今回の調査では、約半数が「変化せず不良のまま」であったが、「関係改善」が約2割見られ、「関係悪化」は6%にとどまっている。従って、事例によっては③と同様、対立関係に陥っている保護者への陳述の機会を保障する観点から、行政不服審査法に基づく不服申立てを勧めることも有効な方策と考えられる。

⑤ 児童相談所における保安体制・危機管理体制の確保

一時保護に伴う加害・妨害事案が半数以上を占めることから、児童相談所及び一時保護所における保安体制をソフト・ハード両面から強化する必要がある。児童相談所によっては、ガードマンを配置したり、侵入者をキャッチするためのセンサーヤ防犯カメラの設置、防刃チョッキの支給等、種々の工夫を行っているところも見られる。

また、加害・妨害事件を未然に防止するため、保護者等の動向に関する職員間の情報の共有化、複数対応の徹底を図るとともに、事件が発生した場合の対応や連絡体制について訓練を含め日頃から徹底するなど危機管理体制を確保しておく必要がある。

⑥ 専門性の強化

来談者中心主義を前提とした従来の援助技術と強権的介入を統合した新たな援助技術の確立を急ぐ。そのためには、事例研究等を通じて、知見の集積と共有化を図る必要がある。特に、保護者に対し先の見通しを示さなことが親の不安や怒りを増長させる一因になっていることに留意する必要がある（平成13年度厚生労働科学研究「保護者への指導法の開発に関する研究」）。

また、これらの援助技術の習得に向けた研修やスーパービジョン体制の強化を図る必要がある。

(2) 中長期的に検討すべきもの

① 保護者の権利擁護を図る第三者機関の設置

保護者と児童相談所とが対立関係に陥っている場合、保護者は最初から児童相談所には喧嘩腰で、冷静な話し合いは極めて困難となる。このため、保護者の立場を代弁し、保護者に代わって児童相談所と調整を行う第三者機関の設置について検討する必要がある。

② 相談支援体系の再構築と児童相談所における人員体制の強化

児童相談所は多忙を極めている。その上、被害に伴う診断書、公務災害認定申請、告訴等に伴う手続きや訴訟、行政不服申立て、自己情報の開示請求に係る業務量は膨大なものとなる。

また、保護者と十分話し合う時間的余裕が児童相談所にないことも、保護者の加害・妨害事件等の一因となっているものと思われる。また、時間的余裕がない中で親子分離後における保護者への精神的ケア等を含めた援助も殆ど行われていないのが実

情である。児童相談所が虐待事例に適切に対応できるのは、人的体制の抜本的な強化が不可欠と考える。

③ 被害職員等に対する精神的ケア

保護者による加害妨害等に伴う職員やその家族等の精神的苦痛には甚大なものがある。このため、被害職員等に対する精神的ケアのあり方についても具体的な検討が必要と思われる。また、慢性的ストレスを抱えている児童相談所職員のバーンアウトの予防という観点からもメンタルヘルス対策は重要である。

表 57 行政事件訴訟の有無

	自治体数	%
あつた	2	4.5
なかつた	42	95.5
合計	44	100.0

表 58 事例数と延べ事件数（行政事件訴訟）

	事例数		延べ事業数	
	自治体数	%	自治体数	%
1 件	2	100.0	2	100.0
合計	2	100.0	2	100.0

表 59 民事訴訟の有無

	自治体数	%
あつた	3	6.8
なかつた	41	93.2
合計	44	100.0

表 60 事例数と延べ事件数（民事訴訟）

	事例数		延べ事業数	
	自治体数	%	自治体数	%
1 件	2	66.7	2	66.7
2 件	1	33.3	1	33.3
合計	3	100.0	3	100.0